

## 中部運輸局

平成30年5月25日 14時00分発表

連絡先：  
中部運輸局 自動車交通部  
自動車監査官 岡田、大石  
TEL 052-952-8038

**高速乗合バス事業者に車両停止処分**

平成30年2月23日及び平成30年3月2日に愛知運輸支局が株式会社ジャムジャムエクスプレスの東海営業所に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の使用停止処分等を行いましたので、お知らせします。

## 記

- 1 行政処分事業者及び営業所  
事業者名：株式会社ジャムジャムエクスプレス（代表取締役 北村 宣彦）  
住 所：東京都江戸川区船堀5-11-20  
営 業 所：東海営業所（愛知県名古屋市港区正徳町6丁目39）
- 2 行政処分書の交付日時及び交付場所  
交 付 日 時：平成30年5月25日（金）午前10時00分  
交 付 場 所：中部運輸局 愛知運輸支局（支局長：平谷 守）  
愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2
- 3 行政処分の内容  
事業用自動車の使用停止10日間（1両×10日間）
- 4 監査実施の端緒  
新規指導後の立入り監査を平成30年2月23日及び平成30年3月2日に愛知運輸支局が実施した。
- 5 違反内容及び違反条項
  - ①交替運転者の配置基準を遵守していなかった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項）
  - ②乗務員の健康状態を把握していなかった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）

- 6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況
- |                   |    |
|-------------------|----|
| 当該行政処分により付された違反点数 | 1点 |
| 当該事業者が付された累積違反点数  | 2点 |